

## 用語の解説

### 1 事業所（商業事業所）

原則として、一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

### 2 卸売業

主として、次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として、商品を大量又は多額に販売する事業所
- (3) 主として、業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く。）など）を販売する事業所
- (4) 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く。）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

- (5) 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所  
なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とする。
- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商，仲立業）  
なお、代理商，仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

### 3 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む。）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- (3) 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所  
なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は、修理業とせず、小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Rーサービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。

- (4) 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。

- (5) ガソリンスタンド

- (6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として、個人又は家庭用消費者に販売する事業所

- (7) 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

#### **4 単独事業所**

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

#### **5 本店**

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

#### **6 支店**

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

#### **7 開設時期**

当該事業所の事業内容に関わらず、事業所を開設した時期をいう。

#### **8 従業者及び就業者**

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

- (1) 「従業者」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。
- (2) 「就業者」とは、従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ、「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。

- (3) 「個人業主」とは、個人経営の事業主で、その事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- (4) 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- (5) 「有給役員」とは、法人又は団体の役員（常勤、非常勤を問わない。）で、役員報酬を受けている者をいう。
- (6) 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 期間を決めずに雇用されている者
  - イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
  - ウ 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者
- (7) 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- (8) 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。
- (9) 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。
- (10) 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

## 9 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

## 10 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

## 11 来客用駐車場

平成26年7月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

(1) 専用駐車場

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

(2) 共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

(3) 収容台数

専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。